

## お詫びと訂正

弊社刊行『現場で役立つ！社会保障制度活用ガイド 2022年版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2022年12月14日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
154 頁	「介護保険からの訪問看護」の枠内	別表第 8 (177 ページ) の状態にある	別表第 <u>7</u> (177 ページ) の状態にある	2022/12/14 更新

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
177 頁	「③「重症化して頻回の訪問が必要な状態」の場合」の 1 行目	<u>介護保険優先の原則は適用されなくなり、医療保険の給付として訪問看護を受けることとなります。しかも、この場合は「利用可能日数」や「利用可能回数」「利用可能な事業所数」といった制限は取り払われます。なお、この、「重症化して頻回の訪問が必要な状態」とは、以下のいずれかの状態を指します。</u>	<u>以下①②に該当する場合は介護保険優先原則の例外となり、医療保険の給付として受けることが認められます。この場合は「利用可能日数」や「利用可能回数」「利用可能な事業所数」といった制限が取り払われます。また③の場合、医療保険からの給付であれば同様に制限が緩和され、介護保険からの給付であれば「特別管理加算」等の対象となります。</u>	2022/12/14 更新